

## 議案第2号

茂原市公民館管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市公民館管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成30年2月20日提出

茂原市教育長 内田達也

茂原市公民館管理に関する規則の一部を改正する規則

茂原市公民館管理に関する規則（昭和47年茂原市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第9条中「各月の」を削る。

第13条第2項中「館長」を「教育委員会」に改める。

第15条を次のように改める。

（使用許可等）

第15条 条例第7条に規定する許可を受けようとする者は、茂原市公民館使用許可申請書（別記第1号様式）により教育委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請受付期間は、使用しようとする日の3か月前から当日までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

3 教育委員会は、公民館の使用を許可したときは、茂原市公民館使用許可書（別記第2号様式）を交付するものとする。

4 前項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、条例第10条に規定する使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

第16条中「次の事項」を「次の各号に掲げる事項」に改め、同条第7号中「、館長」

を「職員」に改める。

第19条を第20条とし、第18条第1項中「館長」を「教育委員会」に改め、同条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(使用料の還付)

第18条 条例第10条ただし書により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他使用者の責に帰することができない理由で使用不能になった場合  
全額
- (2) 使用日前30日までに使用の取消しを申出、かつ、その取消しに相当の理由があると認められた場合 全額
- (3) 使用日前5日までに使用の取消しを申出、かつ、その取消しに相当の理由があると認められた場合 半額
- (4) その他教育委員会が特別の理由があると認められた場合 その都度教育委員会が定める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、茂原市公民館使用料還付請求書（別記第3号様式）と使用料を納付したことを証する書類を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、茂原市公民館使用料還付可否決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

別記様式を次のように改める。

別記第1号様式（第15条第1項）

茂原市公民館使用申請書

受付番号  
年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

申請者住所  
氏名 印  
(団体名及び代表者名)  
電話 ( )

下記のとおり公民館を使用したいので申請します。

使用日時	年 月 日 曜日				前 午後 時	前 分～午後 時 分
使用目的						
使用施設		予定人員	人			
使用設備						
※ 使用料金		※ 減免申請	規則第17条1. 2. 3. 4. 5			
当日の責任者	氏名	連絡先(電話)				
備考						
※	館長	係長	係員	受付	付	
決裁区分						

※の個所は記入しないでください。

第2号様式（第15条第3項）

茂原市公民館使用許可書

許可番号

年 月 日

申請者住所

氏名 様

(団体名及び代表者名)

電話 ( )

下記のとおり公民館の使用を許可します。

茂原市教育委員会 印

使用日時	年 月 日 曜日			午後 時分～午後 時分
使用目的				
使用施設		予定人員	人	
使用設備				
使用料金		減免申請	規則第17条1. 2. 3. 4. 5	
当日の責任者	氏名	連絡先(電話)		
許可の条件	茂原市公民館の設置及び管理に関する条例及び茂原市公民館管理に関する規則を遵守してください。			

茂原市公民館使用料還付請求書

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

申請者 団体名

住 所

電 話 ( )

代表者名

次のとおり使用料の還付を請求します。

使用日時	年 月 日( 曜日)	自午前・後 時 分	至午前・後 時 分
使用施設名		使用設備	
還付を請求する理由			
使用料の既納額			円
還付請求額			円

(注) 使用料を納付したことを証する書類を添付してください。

茂原市公民館使用料還付可否決定通知書

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

年 月 日付で申請のあった使用料の還付については、次のとおり決定したので通知します。

還付する場合	還付額	円
	還付理由	
還付しない場合	還付しない理由	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に茂原市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茂原市を被告として（訴訟において茂原市を代表する者は茂原市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の改正に伴い所要の改正を行う  
ものです。